



CHECK

特定の評価会社

- 特定の資産を多く所有している
- 開業前
- 開業直後
- 休業中



CHECK

特定の評価会社の株式

- 通常会社と同じように株式を評価するのは適当ではない
- 原則：純資産価額方式で評価する



CHECK

特定の評価会社

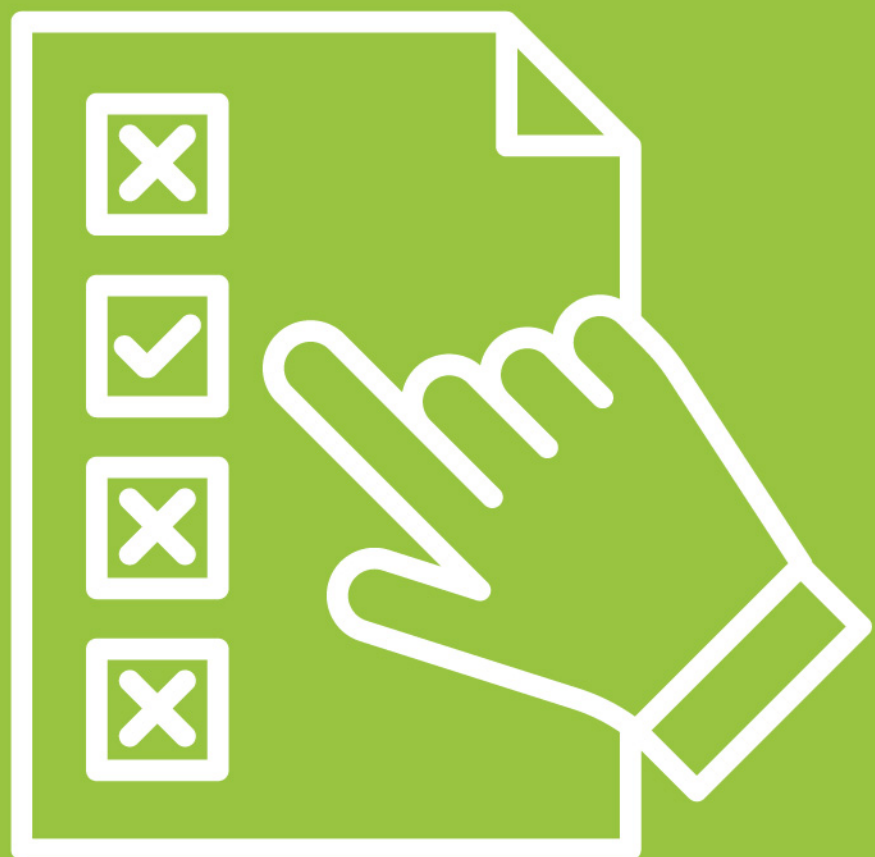
- ① 比準要素数 1 の会社
- ② 株式等保有特定会社
- ③ 土地保有特定会社



CHECK

特定の評価会社

- ④開業後 3 年未満の会社
- ⑤開業前・休業中の会社
- ⑥精算中の会社



要件

①比準要素数 1 の会社

配当金額、利益金額、純資産価額のうち、直前期末の比準要素のいずれか2つがゼロであり、かつ直前前期末の比準要素数のいずれか2つ以上がゼロの会社

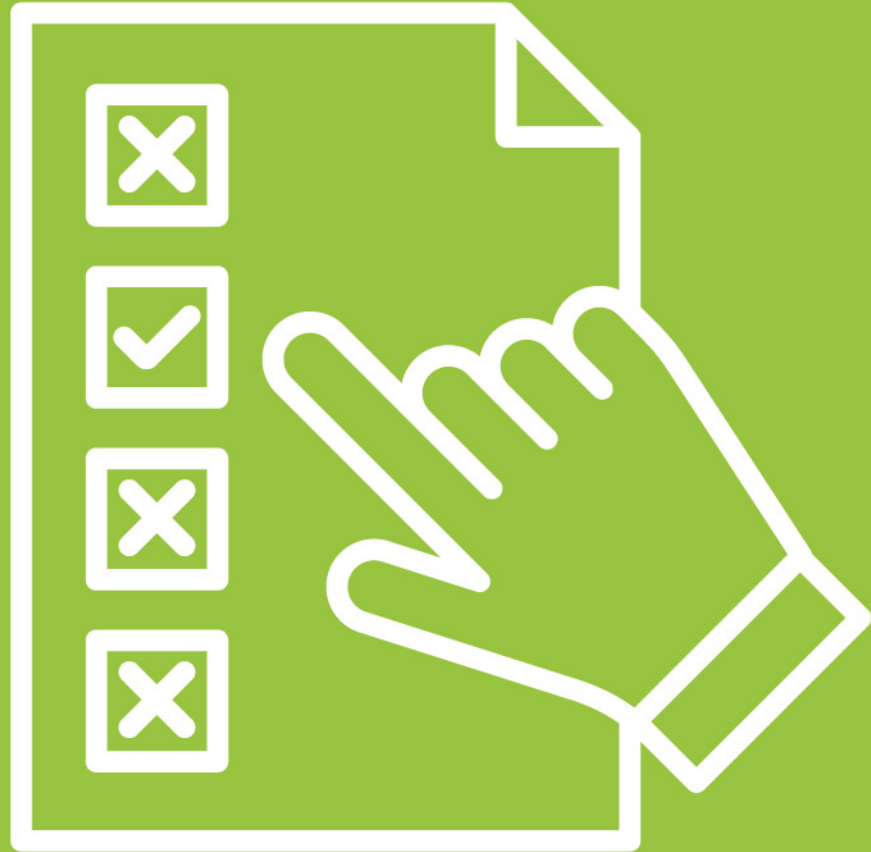


CHECK

①比準要素数 1 の会社

原則：純資産価額方式

$L=0.25$ の併用方式も選択可能



要件

② 株式等保有特定会社

株式等の保有割合が全体の 50%以上の会社



CHECK

② 株式等保有特定会社

- 原則：純資産価額方式
- S1（株式等以外）+ S2（株式等）
方式を選択可能



CHECK

株特外し

総資産に対する株式等の比率を
50%未満にする



CHECK

株特外し

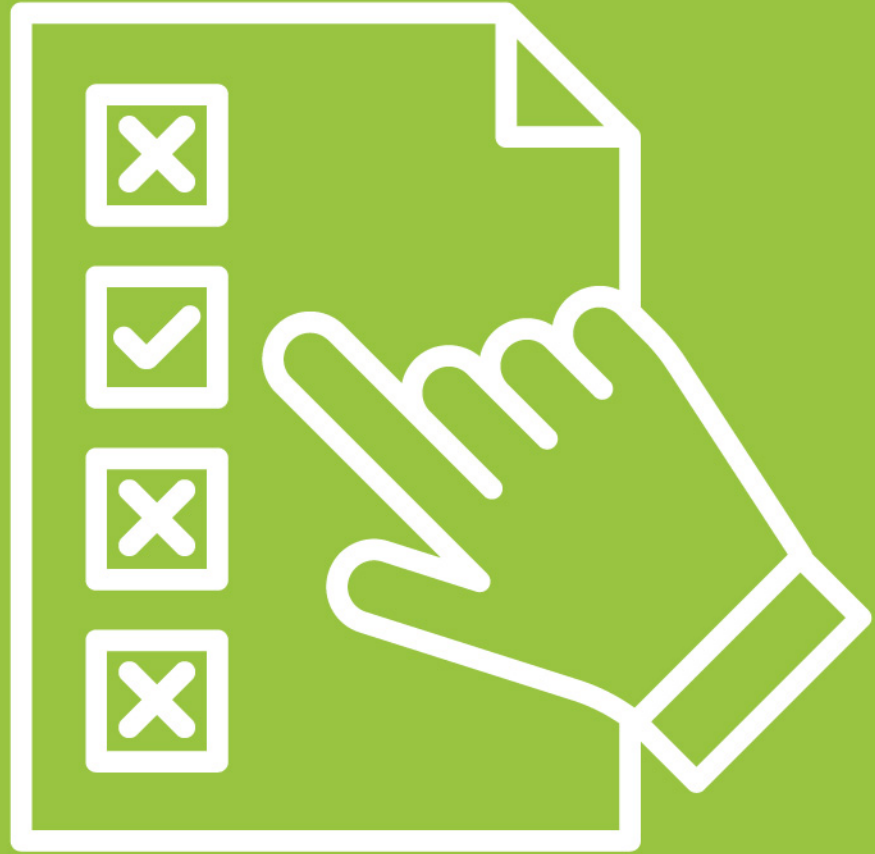
- 借入を行い株式の割合を下げる
- 株式以外の資産の購入
- 不動産の購入



CHECK

株特外し

- 事業を行うために資産を増やす必要があったとの正当な理由が必要
- 必要ない資産の購入で節税効果以上の損失を出してしまう



要件

③ 土地保有特定会社

土地保有割合

大会社：70%以上

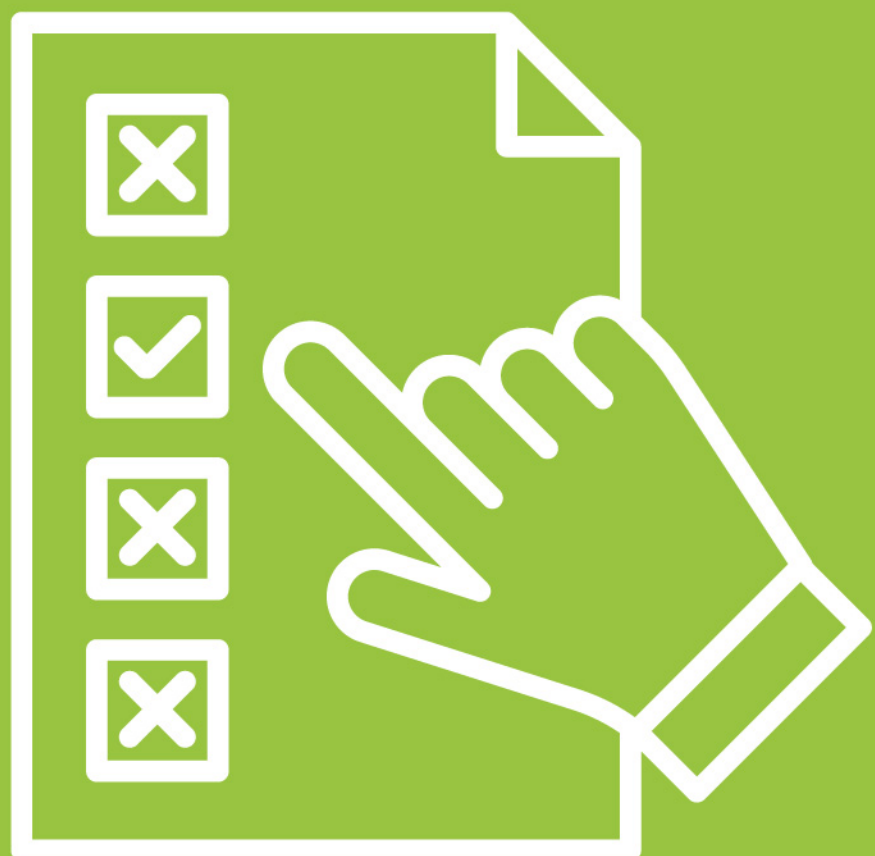
中会社：90%以上



CHECK

③ 土地保有特定会社

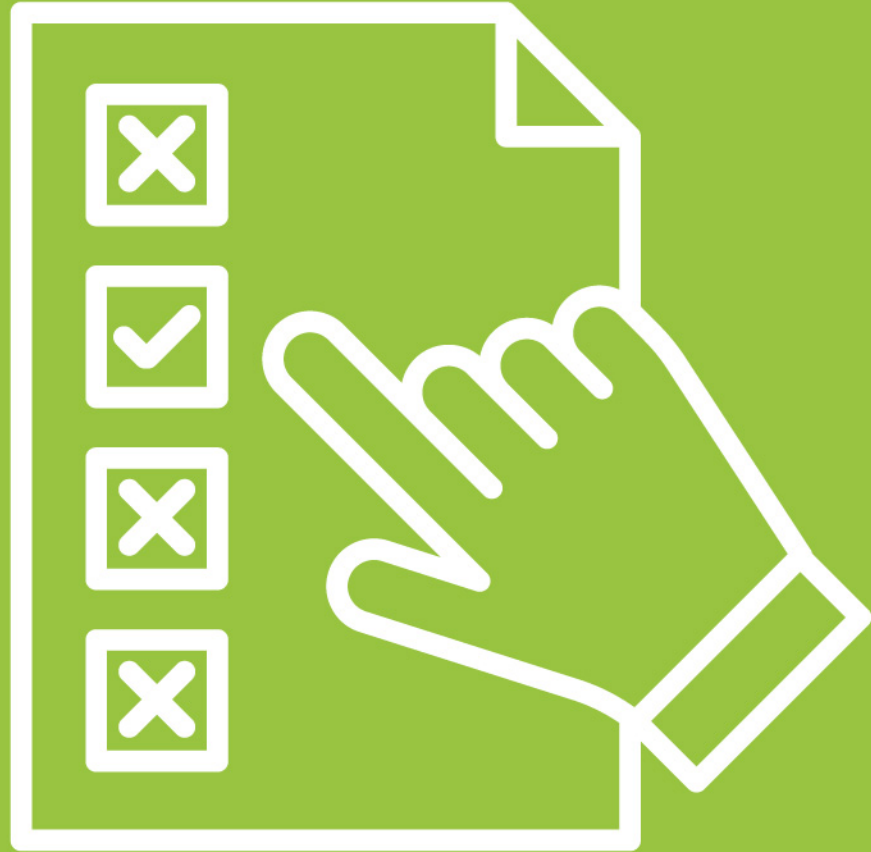
- 純資産価額方式
- 他に選択できる方法はない



要件

④開業後 3 年未満の会社

課税時期において開業後の経過年数が 3 年未満の会社



要件

④ 比準要素数ゼロの会社

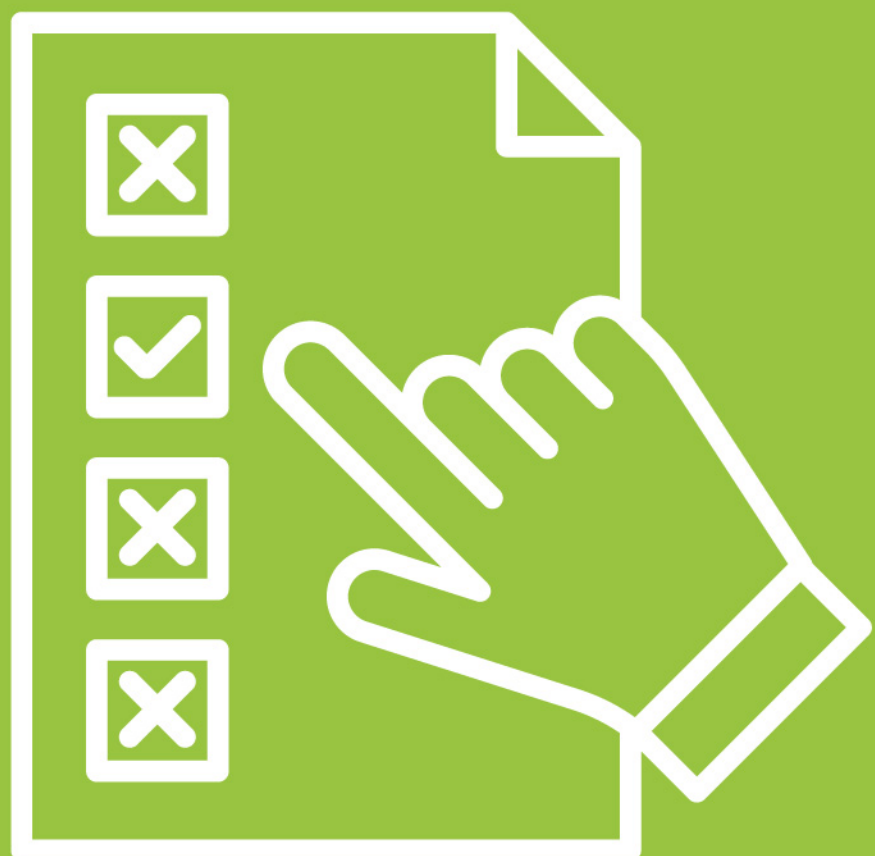
類似業種比準方式で評価する場合の
直前期末の比準要素がいずれもゼロ
の会社



要件

④開業後 3 年未満の会社

設立登記後 3 年未満ではなく、実際の開業後 3 年未満の会社
純資産価額方式で評価する



要件

⑤開業前・休業中の会社

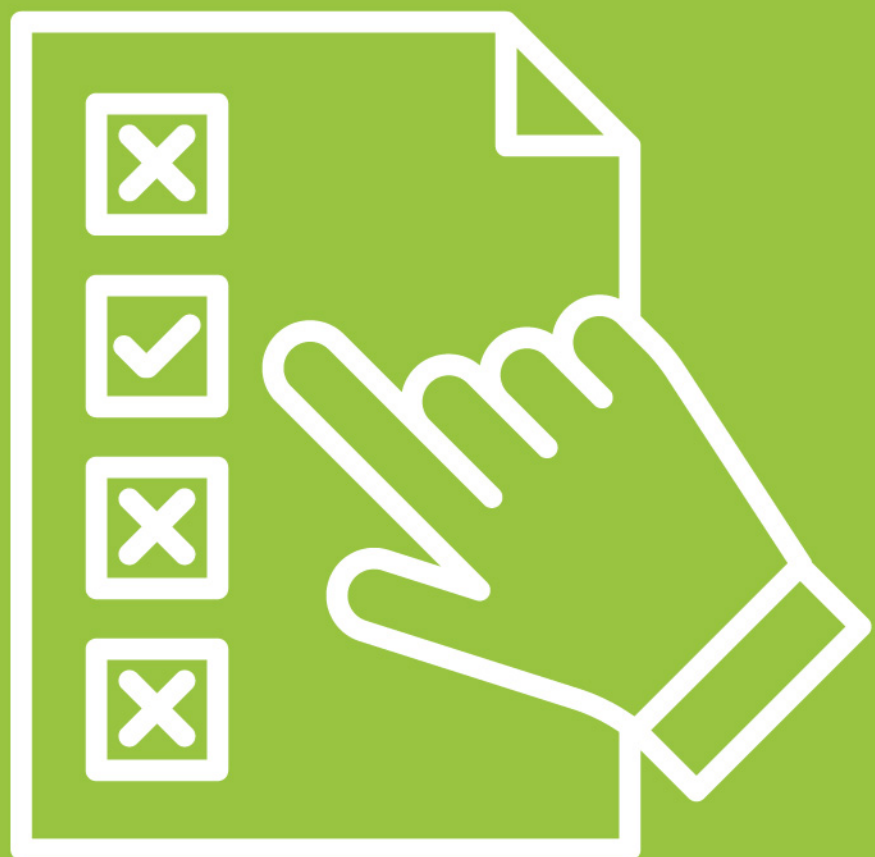
- 課税時期において開業していない会社や休業中の会社
- 会社を設立後、事業を始めていない会社



CHECK

⑤開業前・休業中の会社

- 事業活動を行なっていないので配当還元方式は使用しない
- 同族等株主以外の場合でも純資産価額方式で計算する



要件

⑥精算中の会社

課税時期において精算中の会社
事業活動を継続しないので配当還元
方式は使用しない



CHECK

⑥精算中の会社

会社を精算したことで得られる、分配金見込額を算出して評価額とする



CHECK

⑥精算中の会社

- 分配がされない場合は純資産価額方式で算出する
- 同族等株主以外の場合でも分配金見込額、または純資産価額方式で計算する



CHECK

特定の評価会社の株式

- 非上場株式の例外的評価方法
- 会社の規模や資産によって補正処理の計算が必要